

川南町地域墓地環境整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域住民が利用する地域墓地の適正な管理及び安全性の向上に寄与するため、墓地管理に必要な工事又は作業を実施する者に対する川南町地域墓地環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、予算の定める範囲で補助金を交付することに関し、補助金等の交付に関する規則（昭和50年川南町規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「地域墓地」とは、町内に所在し、地域住民又は縁故者が管理する墓地で5基以上墓碑があるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、地域墓地を使用し、又は管理している者（個人又は団体）とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項第4号に定めるその他町長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 地域墓地の位置図
- (2) 見積書の写し
- (3) 着工前の写真
- (4) 同意書（別表4の項以外）

(補助対象事業及び補助金の額)

第5条 補助対象事業及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 別表の1の項及び2の項及び5の項に規定する補助対象事業については、同一年度内において、同一の墓地につき同一の補助対象区分ごとに1回申請できるものとする。
- 3 前項の規定により補助金の交付を受けた場合は、当該補助対象事業を実施した箇所について、当該事業を実施した年度から起算して5年間は、同一の補助対象事業区分による申請を行うことができないものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、墓地全体の安全性及び利便性の向上を目的として、一体的な整備計画（整備箇所、内容及び実施年度を明らかにしたもの）に基づき段階的に実施する補助対象事業については、同一箇所に係るものであっても、年度を分けて申請することができるものとする。

5 別表の3の項及び4の項に規定する補助対象事業については、申請回数に制限を設けないものとする。ただし、同一の補助対象者に対する補助金の交付額の合計は、50万円を上限とする。

(補助金の交付)

第6条 規則第10条第1項に定める資金を必要とする時期又は同条第3項に定めるその他の町長が特別の理由があると認めたときは、川南町地域墓地環境整備事業補助金概算払請求書(様式第1号)により、概算払をすることができる。

(実績報告等)

第7条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、川南町地域墓地環境整備事業実績報告書(兼請求書)(様式第2号)に規則第11条に定める書類を添えて町長に報告しなければならない。

2 規則第11条に定めるその他関係書類は、次のとおりとする。

(1) 領収書の写し

(2) 完了後の写真

(補助対象者の責務)

第8条 別表の1の項、2の項及び5の項に規定する補助対象事業については、5年間維持管理を行わなければならない。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

	補助対象事業	補足説明	補助金の額	上限額
1	フェンス又は手すりの設置	墓地の安全確保を目的とした設置工事	補助対象事業の2分の1以内の額	50万円
2	通路の補修	墓地内通路の補修・整備		50万円
3	樹木の伐採	景観・安全維持を目的とした作業		補助対象者につき50万円
4	草刈りその他作業 (他者に委託したものに限る。)	墓地周辺及び通路		補助対象者につき50万円
5	町長が必要と認めるもの	上記以外で特に必要と判断される工事		50万円

備考

- 1 4の項以外の整備については、当該墓地の土地所有者から同意を得ること。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。